

- 視聴履歴に関する特有の条文以外の条文において、視聴履歴が取り扱われること又は放送特有の事情により、委員会ガイドラインとは異なる規定ぶりにするものについて、以下の事項を本ガイドラインの解説に追記。

改正法	ガイドライン	主な本ガイドライン解説における特有の記述
第1条 目的	第1条 目的	<p>○ 放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障し、我が国における表現の自由や民主主義の発展を確保するという放送法の原則に従い、放送が規律を受けていることから、「放送受信者等の個人情報の取扱いに関し、放送分野特有の事情に即して、できるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲での自由な流通を確保して放送受信者等の利益の向上を図りつつ、放送受信者等の権利利益を保護するとともに、放送の健全な発達に寄与することを目的」とするものであることを追記。 (P5 第1条解説の二段目後半)</p>
—	第2条 適用対象	<p>○ 本ガイドラインが法の適用対象である受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者に適用されることを明記。(P7 第2条第1項解説)</p> <p>○ 本ガイドラインが委員会ガイドラインに準拠しつつ、放送が社会的影響力を有すること等から放送法で規律されていることを踏まえ、放送法の原則をはじめとする放送に特有の事情等に鑑み必要となる規定を併せて規定している旨を記載。(P8 第2条第2項・第3項解説の二段目後半)</p> <p>○ 受信者情報取扱事業者が、電気通信事業等において取得した個人情報について、本ガイドラインとの適用関係について記載。(P8 第2条第1項解説の末尾※部分)</p>
第17条第2項 適正な取得	第7条 第2項・3項 適正な取得	<p>○ 放送受信者等の個人情報の取得については、直接個人情報を取得するのが視聴された放送番組に係る放送事業者のみならず、スポンサー等の場合もあることから、受信者情報取扱事業者は名称を明らかにすべきことを規定している旨を記載。(P42 第7条第1項～第3項解説の二段目)</p> <p>○ さらに、放送事業者が放送番組の視聴に伴い受信者情報取扱事業者に個人情報を取得させる場合には、放送事業者が誰が個人情報を取り扱うのかを了知させるために必要な措置を講じるよう努めるべきことを規定している旨を記載。(P42 第7条第1項～第3項解説の三段目)</p>

改正法	ガイドライン	主な本ガイドライン解説における特有の記述
第22条 委託先の監督	第12条第3項 委託先の監督	○ 委託契約において、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、委託契約終了時の個人情報の取扱い、契約内容が遵守されなかった場合の措置等その他の個人情報の取扱いに関する事項を適正に定めることが適当である旨を追記。(P55 第12条解説(2))
—	第13条 個人情報保護管理者	○ 第11条の安全管理措置の実施等について受信者情報取扱事業者の内部における責任体制を確保するため、個人情報保護管理者を置いて監督等を行わせるよう努めなければならないことを規定した旨記載。(P57 第13条解説の第一段目)
—	第14条 受信機に記録された個人情報の管理	○ 受信機に記録された個人情報が放送番組の視聴に伴って受信機と接続された電気通信回線設備を通じて発信可能な場合について、放送事業者が必要な安全管理措置を講ずるよう努めるべき旨を記載。(P58 第14条解説)
第23条第5項 第三者提供の制限	第16条 第三者提供の制限	○ 受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人データを共同利用する場合は、契約約款により本人の同意を得て行うことが一般的に可能であり、基本的には本人の同意を得て行うことが望ましい旨を追記。(P70 (3) 共同利用の解説)
第28条第2項 開示	第21条第2項 開示	○ 第2号の例示として、受信者情報取扱事業者において独自に付加した不払者情報等の開示を求められた場合を追記。(P87 第21条第2項解説(2))
第35条 個人情報取扱事業者による苦情の処理	第28条 受信者情報取扱事業者による個人情報の取扱いに関する苦情の処理	○ 苦情処理について、適切かつ迅速に措置を行っているとはいえないと考えられる例を追記。(P99 第28条解説①～③) ○ 放送法第27条及び第151条において、それぞれ日本放送協会、有料放送事業者等に対し、業務の方法又は料金その他の提供条件について利用者からの苦情・問合せについて適切かつ迅速にこれを処理しなければならないことを定められていることを追記。(P99 第28条解説の最下段)
第36条第1項 匿名加工情報の作成等	第29条第1項 匿名加工情報の作成等	○ 視聴履歴については、プライバシー性の高い情報であることから、適切な加工手法及び運用管理体制が求められること、また、具体的な加工方法等については、取扱い実態等に応じて定めることが望ましいことから認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねられることを追記。(P103 第29条第1項解説のなお書き部分)

改正法	ガイドライン	主な本ガイドライン解説における特有の記述
(別添) 講ずべき安全管理措置の内容	(別添) 講ずべき安全管理措置の内容	<p>第12条第2項、第13条を反映し、また機器及び電子媒体等の盗難等が多く発生していることを鑑み、以下を追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織的安全管理措置 (1)組織体制の整備の手法の例示に「個人情報の取扱いに関する責任者(個人情報保護管理者)」を設置する旨を追記。(P118) ○ 人的安全管理措置に第12条第3項に基づき委託先に対する監督を行わなければならない旨を追記。(P121) ○ 物理的安全管理措置 (3)電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止の手法の例示に個人情報の持ち出し時に想定されるリスクの評価及びリスクに対応するために必要とされる措置の検討等を追記。(P123)